

京都市消防局訓令乙第15号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市消防局長 山内博貴

第1条総務課の項第28号中「(総務委員会を除く。)」を削り、同項第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、同項第28号の次に次の1号を加える。

(29) 京都府消防長会に関する事。

第1条人事課の項第23号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)